

「個性」と「総合力」

個性ある弁護士たちの力を結集し、
地元京都をはじめとする
皆様のあらゆるニーズにお応えいたします。



京都総合法律事務所メールマガジン 2025年2月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

メルマガの内容を見直したことで、「こっちの方がわかりやすい」「消化不良が解消された」「一つ一つの情報に向き合えるようになった」というお声を複数いただきました。

ご声援ありがとうございます！励みになります。

厳選した情報+私自身のコメントをお伝えすることで、皆様の法務免疫力を一緒に高め、

「京都から紛争をゼロにする。」

を実現していきたいと思っています。

メルマガ特典である過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等の無料ダウンロードURLは編集後記に記載しています。どんどんダウンロードしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です。

<目次>

- 【1】 今月の法律ニューストップ5
- 【2】 京都総合法律事務所の使い方
- 【3】 編集後記

【1】 今月の法律ニューストップ5

★冬を乗り越え、春を迎えるために確認しておきたい2月の法律ニューストップ5★

先月はいきなり1位から始めてしまい失礼しました。今月は5位からカウントダウンします。

<5位：不適切なM&A支援登録機関の登録取消し>

中小企業のM&Aが活発になっています。その裏では、**吸血型M&A**と呼ばれるような不適切なM&Aも確認されています。

たとえば、**X社の経営権を取得した後、X社経営者の個人保証の解除を行わずに、X社の現金や不動産等の資産を抜き取り、そのまま事業を放置したり、失踪したりするY社の存在が確認されており、当事務所でもそのような不適切なM&Aに巻き込まれた事例を複数確認しています。**

国（中小企業庁）もこのような状況を放置しているわけではなく、「M&A支援機関登録制度」を令和3年8月に創設するとともに、「M&A支援機関の選定・契約時に確認すべき事項」を公表し、注意喚起に努めてきたところです。

「M&A支援機関の選定・契約時に確認すべき事項」はこちら

しかし残念ながら、今般、このM&A支援登録機関による仲介において不適切なM&Aが確認されました。

事案としては、買手Y社の資金力に疑義があり、仲介するには不適切な事業者であることを認識しながら、売手X社にY社を紹介し、M&Aを成立させたというもののようです。

この仲介が「中小M&Aガイドライン」において求められる善管注意義務に反するとの結論に至ったことから、令和7年1月24日付けで問題となったM&A支援登録機関の登録を取り消したとのことです。

同日の武藤経済産業大臣の閣議後記者会見によれば、この仲介事業者以外にも、売手に対し、買手に関する適切な情報提供を行わないままM&Aを支援した案件が確認されているようで、注意喚起・適切な対策の検討実施を指示したとのことです。1月31日の「中小M&Aガイドライン見直し検討小委員会（第5回）」においても、「不適切な譲り受け側の排除のための情報共有の仕組みの運用について」が議論されていました。

何かを買うとき・売るとき、買う・売るという目的に一直線になっていて、その売買の安全性について目を背けがちです。「細かいことは良いから、とにかく自分のものにしたい（手放したい）。」という気持ちになっていることってありますよね。

舞い上がっている自分の気持ちに自ら冷や水を浴びせるのは面白くないですし、普通は無理です。

しかし、**M&Aは、単に物を買って（売って）終わりではない**です。売手も買手も命懸けですし、従業員や取引先も巻き込みます。

売買を成立させることが目的ではなく、M&Aで実現したいことをちゃんと実現することが目的です。

M&Aを行う際、仲介事業者は必ずM&A支援登録機関から選定してください。これは必須です。

しかし、それだけでは十分ではありません。今回のように問題のあるM&A支援登録機関に当たってしまう可能性もあります。

そもそもの問題として、**仲介事業者はあくまでM&Aの成立に尽力する事業者であり、自社の権利利益を護る立場にはない**（仲介事業者が、一方の権利利益を護ることは利益相反となり、法律上もできない）ということに十分ご留意ください。

買手の立場で典型的な問題

- きちんと調査（法務デューデリジェンス）をしていれば発見できたと思われる簿外債務への対応が抜けている問題
- 口頭ベースでは確認していたけれど契約書に明確に記載されていない問題

売手の立場で典型的な問題

- 個人保証の解除をクローリングや補償の条件にしていたつもりが契約書に記載されておらず、実際にも実行されない問題
- 先に事業を渡しているのに代金の支払いが支払われない問題

自社の権利利益を護るため、買手側も売手側も「中小M&Aガイドライン」を熟知した弁護士に相談しながら進めていくことを強くお勧めします。もちろん当事務所も「中小M&Aガイドライン」の議論状況をフォローし、適切なM&Aの実現に向けて尽力しています。

「中小M&Aガイドライン（第3版）」はこちら

< 4位：合意のない配置転換に対し、大阪高裁が88万円の損害賠償を命令 >

さて問題です。

「職種を限定する合意をした労働者に対し、使用者は別の職種への配置転換を命じられる。YesかNoか。」

令和7年1月23日、大阪高裁の中垣内健治裁判長は、同意のない配転命令に対し、88万円の損害賠償を命じました。

この裁判の一審（京都地裁）と二審（大阪高裁）は、職種を限定する合意の存在は認めつつ、配置転換命令は解雇を回避する目的もあったと指摘し、配置転換命令には合理的な理由がある旨の理由で、損害賠償請求を退けていました。

これに対し、最高裁は、令和6年4月の判決で、**労働者の同意のない配置転換命令は違法との初判断**を示し、大阪高裁に差し戻していました。

冒頭の大阪高裁はこの差戻しを受けてなされた判決です。

この大阪高裁の判決について、弁護士リチャードソンこと伊山正和弁護士のコメントは次のとおりです。

先般、職務限定合意ある従業員への配置転換「命令」に関する差戻審判決がありました。が、**そもそもわが国では「最初から職務ありき」での採用自体が実情にかみ合いにくく、ジョブを意識する場合でも自前で育てる「ネオ・メンバーシップ」とならざるを得ないのでは、**という話です。

労働関係の最新の知見は、弁護士リチャードソンとYouTubeで補充してください。

[弁護士リチャードソンのXはこちら](#)

<YouTubeのメニュー>

- 最高裁判例解説 事業主は保険料が上がることを理由に労災給付決定を争えるのか
- 最高裁判例解説 懲戒免職された公務員が退職手当をもらえないのは当然？
- 最高裁判例解説 職種限定合意がある従業員に配置転換「命令」を出せるのか
- 最高裁判例解説 事業場外みなし労働時間と「労働時間を算定し難いとき」
- 「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」
- 令和5年の最高裁判例 5分で押さえるワンポイント開設
- 最高裁判例解説 何がポイント？ 運送業者の賃金体系
- 最高裁判例解説 これからどうなる？ 同一労働・同一賃金
- 未払賃金と割増賃金

YouTubeはこちら

<3位：AIの利用・開発に関する契約チェックリスト>

経産省が、「AIの利用・開発に関する契約チェックリスト」を公表しました。ターゲットは、AI技術を用いたサービスの利活用を行う際の契約実務に関する次のような懸念です。

- AIの利活用に関する契約に伴う法的なリスクを十分に検討できていない可能性
- 保護されるべきデータや情報が予期せぬ目的に利用され、また第三者に提供される等、想定外の不利益を被る可能性

このような懸念に基づき、インプットとアウトプットに分け、具体的なチェックポイントを示しています。

ここではインプットのチェックポイントを列挙しておきます。

- インプットの定義を定める条項
- ユーザがベンダに対してインプットを提供する義務の有無、及びその内容を定める条項
- ベンダがユーザに対してインプットに対する一定の保証・情報提供を求める条項
- ベンダによるインプットの利用目的を定める条項
- ベンダによるインプットの管理・セキュリティ体制（セキュリティ水準を含む）を定める条項
- ベンダによるインプットの保持期間及び消去義務の有無を定める条項
- ベンダがインプットをユーザに対して提供する義務を定める条項
- ベンダがインプットを第三者に提供することができるか、できる場合にその条件を定める条項
- インプットの権利がベンダに移転するか否かを定める条項
- インプットの処理成果のうち、アウトプット以外のもので契約上規律の対象とするものの定義を定める条項
- インプット処理成果のベンダによる使用・利用に関する条項
- インプット処理成果の権利帰属に関する条項

チェックリストはこちら

アウトプットのチェックポイントも同様に充実しています。

このほか、チェックリストを活用する上での留意点として、**チェックリストを踏まえてどのように契約を進めていけば良いかの考慮要素**や個人情報保護法に関する留意点等が示されています。

私自身、とても良いなと思ったのは、このチェックリストが、チェックポイントを列挙するだけでなく、「事実上取り得る方法」を示してくれていることに加え、その事実上取り得る方法について「**契約締結断念を除く**」と括弧書きし、**単にリスクがあるから止めろという消極的な姿勢から一步踏み出している点**です。

法務はブレーキ役であることが多いため、「相談するとビジネスが止まってしまう」なんて陰口を叩かれてしまうこともあると思いますが、検討会の方々もそういう悔しさと向き合ってきたからこそこのような前向きなチェックリストを策定できたのだろうなと感じました。

私自身の仕事のスタイルも同じなので、とても共感しました。

契約チェックや知的財産は当事務所の得意分野の一つです。

[知財の相談はこちら](#)

<2位：就業規則の見直しが必須。改正育児・介護休業法の施行対応>

先月号で見事1位を獲得した改正育児・介護休業法の施行対応。

多くの方がリンク先の厚労省のパンフレットをご覧いただいたようです。

反響もかなり多く、**就業規則のチェック**や**改正作業のオーダー**も複数社からいただきました。ご相談いただけて嬉しいです。

子の看護休暇の拡大、育児休業のためのテレワーク導入の努力義務化、介護離職防止のための措置等々、就業規則の改正作業は必至です。

- ①始業時刻等の変更（フレックスタイム制or時差出勤制度）
- ②テレワーク等（10日以上/月）
- ③保育施設の設置運営等
- ④養育両立支援休暇の付与（10日以上/年）
- ⑤短時間勤務制度

これらから2つ以上を選択しないといけないのですが、どれが自社にマッチするかちゃんと検討できていますでしょうか。

施行は2025年4月と10月の2段階です。タイトスケジュールですが、ご相談いただければ最善を尽くします。

皆様の不安を煽っておきませんので、冷や汗をかいた皆様、今すぐ厚労省のパンフレットをご覧ください。

[厚労省のパンフレットはこちら](#)

パンフレットを見てさらに冷や汗が止まらなくなった皆様への処方箋として、今すぐ伊山弁護士に相談予約できるリンクを貼っておきます。

[労務特化サイト／相談予約はこちら](#)

< 1位：下請法、約50年ぶりの大改正 >

下請法の正式名称は、下請代金支払遅延等防止法です。名称のとおり、下請代金の支払いの遅延の是正を主目的とする法律ですが、元請と下請の関係は下請代金の支払いの遅延にとどまらず、対象範囲の拡大が求められています。

令和6年11月にはフリーランス新法が施行されました。これは、下請法では保護できないフリーランス事業者を保護するためです。

それでもまだまだ不十分であり、公正取引委員会と中小企業庁が設けた企業取引研究会において、下請法の見直し事項が提示され、**今般、改正法が国会に提出される見込み**となりました。約50年ぶりの大改正との声もあります。

主な改正点（予定）を簡単にご説明します。

① 適用対象の拡大

現行法は、親事業者と下請事業者との関係を、①資本金の額、②取引内容、という2つの要件で定めています。

その結果、資本金の額を操作することで下請法の適用を免れるという事態が生じています。

そこで、従業員数や売上高を基準に追加することが予定されています。

② 適用対象の拡大（物流分野）

現行法は、物流分野において、発荷主から運送事業者への運送業務の委託は対象外とされています（独禁法の規制対象ではありません）。

その結果、買ったたきや無償運送や長時間の荷待ち等の問題が生じています。

そこで、発荷主から運送事業者への運送業務の委託を下請法の適用対象とすることが予定されています。

③ 買ったたき規制の見直し

現行法は、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」を買いたたきとして禁止しています（下請法4条1項5号）。

しかし、近年の原材料高や調達コスト高等に照らせば、据え置きも実質的には買ったたきに当たる場合があります。

そこで、下請事業者から価格協議の見直しに応じないことを規制対象とすることが予定されています。

④ 下請代金の支払いサイトの見直し

現行法は、下請代金の支払期日を60日以内と定めています（下請法2条の2第1項）。

しかし、実際には満額の現金を受領するまでの期間が60日を超える場合が多いという報告があります。

そこで、60日以内に満額の現金と引き換えられない支払手段は認めないということが予定されています。

⑤ 「下請」という名称の変更

「下請」という用語を使っているうちに「上からお仕事をもらう立場」という意識が刷り込まれそうです。「下請」という用語が時代に合わないということで、「下請事業者」を「中小受託事業者（仮称）」に改めることが予定されています。

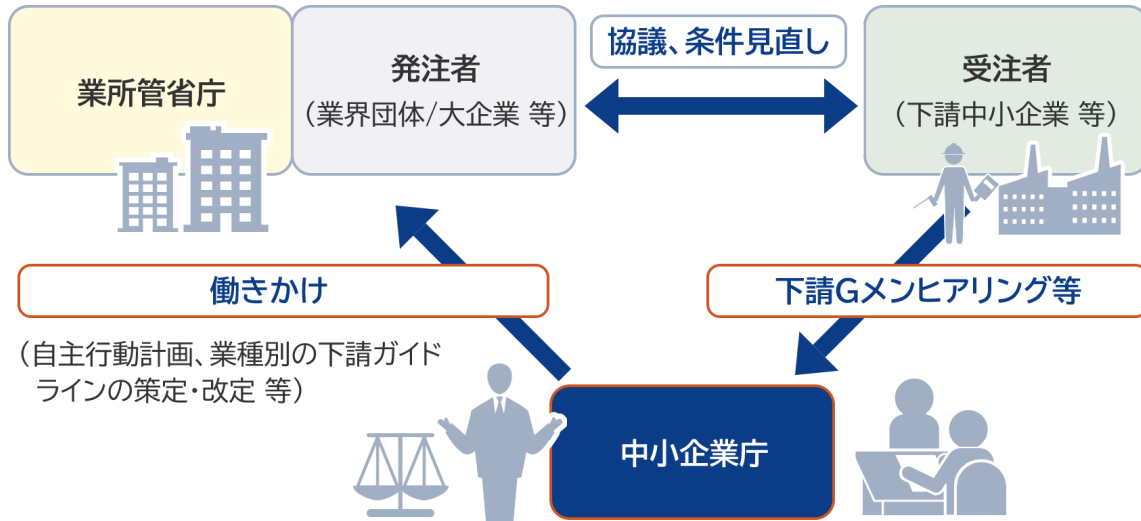
言葉だけ変えても本質が変わらないと意味が無いですが、名前や見た目はとても重要だと思います。発注者と受注者が対等な立場で共存することが持続可能な社会ですので大賛成です。

この改正の動きとも連動するものだと思いますが、下請法違反に対する勧告が積極的になされています。

- 令和5年8月25日 大手ドラッグストア（下請代金の減額）
- 令和5年10月5日 大手小売店（下請代金の減額）
- 令和6年2月21日 大手製紙会社（下請代金の減額）
- 令和6年3月7日 大手自動車株式会社（下請代金の減額）
- 令和6年9月26日 水栓メーカー（金型の無償保管）
- 令和7年2月18日 自動車部品メーカー（金型の無償保管）
- 令和7年2月18日 自動車部品メーカー（金型の無償保管）

- 令和7年2月19日 大手冷蔵庫メーカー（下請代金の減額等）
- 令和7年2月20日 大手機械メーカー（金型の無償保管）

「下請Gメン」と呼ばれる取引調査員が全国の下請中小企業を訪問してヒアリングを実施しています。



(出典 [取引調査員\(下請Gメン\)による訪問調査について](#) | 中小企業庁)

Gメン以外にも「下請かけこみ寺」が全国47都道府県に設置されていますので、今後も多くの企業が勧告の対象になると思われます。

委託事業者も中小受託事業者も下請法対応を万全にし、持続可能な取引を行ってまいりましょう。

[持続可能な取引へのご相談はこちら](#)

【2】 京都総合法律事務所の使い方

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念に基づいてサービス内容を可視化し、明確にしました。

[リーガルサポートはこちら](#)

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者がビジネスを制す。体裁を整えるだけでは不十分です。

[契約書サポートプランはこちら](#)

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス。AIと協働し、AIを超える職人的な活動の裏にある想いとは。

[PRTIMES STORYはこちら](#)

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口業務・公益通報窓口業務を承っており、上場企業、大学、病院等での実績があります。窓口は即日開設可能です。

[ハラスメント相談通報窓口はこちら](#)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金、薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

[広告チェックはこちら](#)

SNSでの広報活動で炎上しないためのポイントを整理しました。

[ちょこっと弁護士Q&Aはこちら](#)

【カスハラ・クレームガード】

「クレームガード」で「お客様は神様です」の誤解を解き、会社と従業員を守りましょう。

[クレームガードはこちら](#)

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役の適切な関与により、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

【3】編集後記

2025年2月号、いかがでしたか？

この3連休はめちゃめちゃ寒かったですが、ボクシングは熱い試合が沢山でした。

ルイス・ネリ選手vs.亀田京之介選手とジェイソン・モロニー選手vs.那須川天心選手は、いずれも井上尚弥選手のモンスターっぷりを改めて確認する試合だったと思います。

堤聖也選手vs.比嘉大吾選手の第9ラウンドは、ロッキーを彷彿とさせる素晴らしいラウンドでした。まだ2月ですが「年間最高ラウンド」はこれで決まりじゃないでしょうか。高校時代からの友人が共にプロになり、先に世界チャンピオンになったのは比嘉選手。しかし、減量苦で王座を失い、二人が初めて対戦した2020年は引き分け（ジャッジの一人は比嘉選手を支持）。その後、比嘉選手は武居由樹選手との世界戦に敗れて引退を表明します。ところが、堤選手が井上尚弥選手の弟である井上拓真選手を破って世界チャンピオンになったことで、比嘉選手が復帰し、堤選手との世界戦を迎えました。予想どおりの激闘で、特に第9ラウンドはダウンの応酬。12ラウンド戦い抜き、ジャッジが三人とも114-114のドロー。この二人だから成立した素晴らしい試合で、正真正銘のドローだったことも含めて見事だったと思います。

そして、中谷潤人選手vs.ダビド・クエジャル選手。相変わらず会場が静まり返る恐ろしい試合展開でした。第1ラウンドからもう試合が終わっているような展開で、繰り出すパンチの痛そうなこと。第3ラウンド後半にきつついボディを2発、立て続けに右左右左と4連発、しかも4発目はボディに打ち分けて、一呼吸おいてワンツーでダウン。何とか立ち上がったクエジャル選手でしたが、第3ラウンド残り10秒を凌ぐことはできず、一気に仕留められました。誰がこのネクストモンスターに勝てるのか...

井上尚弥選手とのドリームマッチは2026年春@東京ドームという噂があるようです。

おっと。忘れる前に。メルマガ特典の無料ダウンロード先はこちらです。

今月皆様にご紹介したいAudibleは、永井紗耶子さんの「木挽町のあだ討ち」です。

2023年に直木賞と山本周五郎賞をW受賞した作品ですので、読んだ方も多いと思いますが、朗読の皆様の雰囲気づくりもとても良く、1.7倍速で聴いても登場する一人一人の顔がしっかり浮かんできますので、これはぜひAudibleで聴いてほしい作品の一つだと感じました。

聴き終わった後は大変上質な落語を聴いた後のあのジーンとした深い感動を味わうことができます。もう10年以上前になると思いますが、大阪のフェスティバルタワーで「芝浜」の最後のセリフを聴いた後の感動と同じような感覚でした。数日浸れます。

素敵な物語で元気をもらったので、今は安宅和人さんの「イシューからはじめよ 改訂版」で思考整理中です。

まだ途中ですが、イシューを獲得目標だとすれば、先月号の編集後記に記載した尋問の組み立て方と同じ方向なのかな？弁護士達の法廷での実践に対する理論的な裏打ちになるのかな？と期待しながら聴いています。

阪神タイガースは順調なようですね。よしよし。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

[ご連絡はこちら](#)

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

[京都総合法律事務所コーポレートサイトはこちら](#)

このメールの配信元：nozaki@kyotosogo-law.com 宛先 nozaki@kyotosogo-law.com

興味が無い場合 [登録解除](#)

京都総合法律事務所 | 京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階